

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和元年9月18日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

#### 記

本件請求において、請求人は、東京都教育委員会教育長（以下「都教育長」という。）が、毎年、日本放送協会放送受信料（以下「NHK受信料」という。）1,300万円を支払っていること（以下「本件支出」という。）は、都立高等学校1校当たりの受信機の契約件数が渋谷区（以下「区」という。）立小学校のそれと比較して5倍以上であること、及び衛星契約が多すぎることで、高等学校教育の目標を定めた学校教育法（昭和22年法律第26号）第42条（平成19年法律第96号による改正前の同法第42条と解される。）及び東京都職員の法令遵守等のサービスの原則を定めた東京都職員服務規程（昭和47年訓令第122号）第2条に反しており違法・不当であるなどとして、都教育長に対し、支出額を区と同等の額まで下げることなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普

通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

請求人は、都立高等学校全体の受信機の契約件数（合計1,049台）を都立高等学校の校数（合計186校）で除し、1校当たりの契約件数が約5.5台であることをもって、「渋谷区の5倍以上」とし、違法・不当と主張している。また、併せて「衛星契約が多すぎる」と主張している。

しかしながら、1校当たりの契約件数や衛星契約の有無は、学校の種類（小・中学校と高等学校等）や規模（児童・生徒数や教室数等）、学校運営や教育活動の実情、放送設備の態様や整備状況、教育効果など、様々な要素や必要性が複合的に関わって決まるものである。また、日本放送協会放送受信料免除基準によれば、学校教育法に規定する学校のうち小・中学校については、児童又は生徒の専用に供するために受信機を設置する場合、NHK受信料が全額免除とされる一方、都立高等学校については免除とならない。これらのことから、区立の小学校と都立の高等学校の間の契約件数の多寡や衛星契約の有無の相違を単純に比較することはできない。

本件支出は、受信機を設置した者が放送法上の義務として日本放送協会が放送法に基づきあらかじめ総務大臣の認可を受けて定めた契約内容により放送受信契約を締結してなされており、「格別の反証」がない限り適法なものと推認される。ところ、請求人は、1校当たりの契約件数が約5.5台であることや衛星契約があることが何をもって学校教育法や東京都職員服務規程に照らして違法・不当と言えるのかについて、その背景ないしは前提となる諸条件や実情等に係る言及をしていない。加えて、請求人は、結果として1,300万円の私的利用、学力低下という損害が生じていると主張しているが、これも請求人の主観によるもので、なぜ、そのように言えるのかについて、具体的、客観的な理由の疎明をしていない。

よって、本件請求は、違法性・不当性に係る請求人の判断、評価の具体的、客観的な理由の摘示がないものと言わざるを得ず、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない。

以上のことから、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。